

10分通話パック利用規約

株式会社オプテージ

2023年2月1日制定

(本規約の適用)

第1条 株式会社オプテージ（以下、当社とします。）は、10分通話パック利用規約（以下、本規約とします。）に基づき「10分通話パック」（以下、本サービスとします。）を提供いたします。お客さまは、本サービスの利用申込にあたり本規約を確認のうえ承諾いただく必要があります。

(本規約の範囲、変更および通知)

第2条 本規約は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含みます。以下、同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、利用者へ通知します。本規約の変更は、利用者へ通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。
- 4 当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

(定義)

第3条 本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、mineo通信サービス契約約款に従うものとします。

(1) mineo契約

本サービスの利用申込に際してお客さまが利用されるお客さま名義のmineo通信サービス契約約款に基づく契約。

(2) サービス利用契約

本規約に基づき当社とお客さまとの間で締結する本サービスの利用に関する契約。

(3) 利用者

当社とサービス利用契約を締結されているお客さま。

(サービス概要)

第4条 本サービスは、別表に定める対象呼の1音声通話あたりの通話料金から、10分間通話分(440円相当)を割引きするサービスです。1カ月間の通話が10分に満たない場合は、余った通話分を最大20分(880円相当)まで割引残高として翌月に繰り越すことができます。本サービスを解約した場合は、割引残高は解約月の月末まで有効となります。

2 前項に規定するサービスについては、本規約に定める規定のある場合を除き、当社が別に定める規定に準拠するものとします。

(注) 当社が別に定める規定とは、mineo通信サービス契約約款とします。以下、同様とします。

(申込条件)

第5条 お客さまは、本サービスの利用申込にあたり、お申し込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

- (1) mineo契約について、利用停止されていないこと。
- (2) mineo通信サービスの利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いいただいていること。
- (3) 当社が定める規定に定める申込条件を満たしていること。

2 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客さまが以下のいずれかに該当するときは、当社はお客さまからの本サービスへの利用申込をお断りさせていただきますことがあります。

- (1) 過去に本規約、mineo通信サービス契約約款など当社が提供するサービスに係る規約に違反したことがある場合、または当社からサービス利用契約を解除されたことがある場合。
- (2) その他当社が不適切と判断した場合。

(申込方法)

第6条 本サービスの利用申込は、本規約に承諾いただいたうえで、当社が別に定める方法に従い当社に対し行っていただく必要があります。

2 本サービスのお申し込みは、mineo契約1契約あたり1サービス利用契約とします。本サービスは、mineo契約毎にお申し込みいただく必要があります、mineo契約毎にサービス利用契約が成立します。当該mineo契約以外は、本サービスが適用されませんのでご注意ください。

(利用申込の承諾)

第7条 前条(申込方法)による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
 - (2) 第5条(申込条件)に規定する条件に満たさないとき。
 - (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(債権の譲渡)

第8条 当社は、利用者に対する本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、利用者は当該債権の譲渡および利用者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(利用料金の精算方法)

第9条 利用者は料金表に定める本サービスに係る利用料金を、当社が別途指定する期日までに所定の方法により毎月支払うものとします。

- 2 月額料金の課金開始月は、第7条(利用申込の承諾)に規定する利用契約の成立後の本サービス利用開始日が属する月(m i n e o契約と同時申込の場合は、m i n e o契約の開通日が属する月。)とします。
- 3 契約終了月の月額料金は、契約終了月の末日以外の日により契約の解除が成立した場合であっても満額を支払うものとします。
- 4 契約の解除後、サービス登録解除日までに通話料が発生した場合、解約されたお客さまはその料金を支払うものとします。
- 5 利用者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。
ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 6 当社は、利用者にお支払いいただいた利用料金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

(禁止事項)

第10条 利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの利用申込時、本サービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告

を行うこと。

- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) サービス利用契約により生じた権利もしくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、当社の承諾なく第三者に譲渡もしくは承継する行為。
- (5) 当社もしくは第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (6) 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (7) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
- (9) 本サービスの提供に関する当社もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 当社の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (11) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (12) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (13) 利用者が、第4条（サービス概要）に定める利用範囲を超えて利用する行為。
- (14) 当社の電気通信設備に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為。
- (15) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用。
- (17) 故意に多数の不完了呼を発生させる行為、または連続的に多数の呼を発生させる行為等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為
- (18) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為。
- (19) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為。
- (20) その他、当社が不適切と判断する行為。

（不正利用）

第11条 利用者が行う通信について、次の行為に該当すると当社が認めた場合、本サービスの適用対象外とする場合があります。

- (1) 利用者以外の者の用に供され、それが業として行われるものまたは他人の通信を媒介する場合

- (2) 一方的な発信または機械的な発信により、一定時間内に長時間、または多数の通信を一定期間継続するもしくは著しく繰り返す行為（それを知って加担する行為を含む）を利用者が行っていると当社が認めた場合
- (3) 通信による直接収入を得る目的で利用するなど、通話以外の目的で利用する場合

（お客さま情報の利用）

第12条 当社は、本サービスの提供にあたり取得する利用者の個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、利用者本人を識別し得る情報をいいます。）を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱います。

- 2 利用者は、当社が、利用者の本サービスの利用頻度が著しく低いと認める場合、利用者に対して電子メール、電話その他当社が適当と認める方法により確認の連絡を行うために利用者の本サービスの利用状況に係る情報を利用することに同意します。ただし、利用者から別途当社が定める方法により申し出があった場合、当該申し出以降、当社は当該利用を行いません。

（利用者からの解除申出）

第13条 利用者は、本サービスの解除を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い当社に対して本サービスの解除を申し出るものとします。

（当社が行う本サービスの利用契約の解除）

第14条 当社は、以下の各号に該当する場合には、その本サービスの利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
 - (2) 利用者が、第10条（禁止事項）各号に定める禁止行為を行った場合。
 - (3) 利用者が、第11条（不正利用）に定める不正行為を行った場合。
 - (4) 利用者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
 - (5) 利用者登録において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (6) 契約者が、mineo契約を解除された場合。
 - (7) その他、利用者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 3 当社は第1項の各号に該当するおそれがある場合、利用者への確認連絡を行うことがあります。

(サービス提供の一時停止)

第 15 条 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守または工事が必要な場合。
- (2) 本サービスを提供するために必要なシステム・設備に障害が発生した場合。
- (3) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合。
- (4) その他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(本サービス提供の終了)

第 16 条 利用者が以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、利用者と当社との間のサービス利用契約は終了し、当社は利用者への本サービスの提供を終了します。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり本サービスの運営が事実上不可能になったとき。
 - (2) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。
- 2 前項の場合、当社は、当社が適当と判断する方法により事前に周知または通知を行うものとします。

(免責事項など)

第 17 条 天変地変、原因不明のネットワーク障害などの不可抗力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスで提供する情報の内容および品質について、完全性、確実性、正確性、有用性などいかなる保証も行いません。
- 3 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 4 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。

- 5 当社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

(紛争の解決)

第 18 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

- 2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用契約の終了後の措置)

第 19 条 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る利用者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(分離性)

第 20 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 21 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(キャンペーン等の適用)

第 22 条 利用者が、mineo 通信サービスの提供条件において当社が定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

料金表

1. 利用料金

(1) 月額料金		月額料金
	種別	税込額 (税抜額)
	10分通話パック	110円 (100円) (通話料金は(2)のとおり)
	当該月におけるサービス利用契約の契約および契約解除日数が1カ月に満たない場合であっても、当該月分のその料金の支払いを要します。	
(2) 通話料金	別表に定める対象呼の1音声通話あたりの通話料金が30秒あたり22円 (税込) となります。 ただし、ワイドスター通信サービス (第3種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係るものについては、30秒あたり161円 (税抜) となります。	

別表 10分通話パック対象呼

10分通話パック対象	呼種
対象	国内携帯電話 PHS (090、080、070)
	国内固定電話 (0AB J)
	国内 IP 電話 (050)
対象外	上記以外の電話

附則

(実施期日)

この利用規約は2023年2月1日から実施します。

ただし、ワイドスター通信サービス(第3種ワイドスターに限ります。)の電気通信回線への通話に係る通話料金については、2023年2月15日より実施いたします。